

令和4年度

資産等報告書審査意見書

令和5年4月26日

柳川市政治倫理審査会

柳川市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、柳川市政治倫理条例（平成19年柳川市条例第29号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、柳川市長から審査を求められた「資産等報告書に関する審査について（依頼）」（令和5年2月7日付け4柳総務第1824号）により、令和5年3月3日に審査会を開催しました。

その審査の経過と結果は、下記のとおりです。

記

1 審査の概要

(1) 資産等報告書の提出義務者

条例第9条第1項の規定により、審査会に提出された資産等報告書（「資産報告書」、「所得報告書」、「贈与報告書」、「納付状況報告書」、及び「関連会社等報告書」）は、議員19名とその配偶者に係るものでした。その内訳は、次のとおりです。

① 報告義務者	19名
② 報告義務者の配偶者	16名
合計	35名

(2) 資産等報告書の審査状況等

① 第1回審査（令和4年度第4回審査会）

日時 令和5年3月3日（金）

午後1時25分から午後3時まで

会場 柳川市役所柳川庁舎3階第1会議室

<内容>

提出された資産等報告書の記載事項について、添付された証明書等と照合し、審査を行いました。

令和4年10月2日に実施された選挙の結果、引き続き議員となった報告義務者から提出された資産等報告書の審査に当たっては、令和4年5月に提出され、既に当審査会で審査が終わった資産等報告書（補充報告書）との比較対照に重点を置き、審査作業の効率性にも配慮して行いました。

2 審査意見

条例の規定のとおり、概ね適正に報告されていると認められます。

3 審査会からの要請

(1) 資産等報告書の正確性及び透明性の確保と、適正な審査に向けた積極的な報告の観点から次のとおり要請します。

ア 所得報告書について

所得報告書について、所得金額が100万円を超える場合には、基因となった事実の欄に支払元を記載していただいておりますが、支払元が複数ある時には、金額が大きいところではなく、すべての支払元を記載してください。

イ 関連会社等報告書について

農業や漁業の一次産業に従事し、その所得を事業所得に記載している方は、関連会社等報告書の企業名の欄に業種と、あれば屋号を記載してください。

ウ 報告書全般について

誤記及び記載漏れがないよう、提出前に再度点検をお願いします。

令和5年4月26日

柳川市政治倫理審査会

会 長	桑 原 義 浩
副会長	富 永 諭
委 員	上 野 雅 成
委 員	石 川 真貴子
委 員	三小田 悦 子